

◎都市計画一般の経費

風致地区事務	【 都市景観課 】
--------	-----------

【総合計画上の位置づけ】

都市環境を保全・創造するまち

都市景観:歴史・文化・みどりにより風格ある都市景観が醸成されたまち

【事業の目的】

対象 市民等

意図 都市の風致の維持、歴史的風土の保存、緑地の保全を図るため。

効果 「鎌倉」の環境の維持

【事業の内容】

(1) 風致地区事務

- ・風致地区内行為許可事務を行った。
- ・歴史的風土保存区域内行為届出受理事務及び近郊緑地保全区域内行為届出受理事務を行った。
- ・歴史的風土保存区域から歴史的風土特別保存地区への指定拡大に向け関係資料作成とともに関係機関との調整を行った。
- ・古都保存法の啓発及び歴史的風土特別保存地区での行為許可、制限等について、造園業者の団体を対象に講習会を実施した。

【事業費】

(単位:千円)

当初予算額	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
342	342	261		81

主な支出内訳

・風致地区事務	
一般文具等消耗品費	46
印刷製本費	16
風致地区内標柱設置業務委託料	99
古都保存連絡協議会負担金	100

主な特定財源

・国県支出金	183
--------	-----

神奈川県風致地区条例に基づく行為許可申請等、古都保存法に基づく歴史的風土保存区域内行為届、歴史的風土特別保存地区内行為許可申請等の経由事務及び首都圏近郊緑地保全法に基づく近郊緑地保全区域内行為届の件数

件名	件数
風致地区内行為許可申請等	701
歴史的風土保存区域内行為届	118
歴史的風土特別保存地区内行為許可申請等	118
首都圏近郊緑地保全区域内行為届	7



平成21年度事務事業評価シート

創意・工夫・課題等改善状況	課題・問題点	(20年度事務事業を実施するうえでの課題・問題点は、どのようなことでしたか) <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業や個人の行為者等に対して「風致地区条例」はもとより「鎌倉市における風致地区条例の運用に関する審査基準」の内容の周知・理解を促進すること。</li> <li>・古都保存法の趣旨、手続き、規制等を広く市民や業者に理解してもらうこと</li> </ul>
	創意・工夫・課題等の改善点 20年度の成果	(課題・問題点についてどのような創意工夫、改善をしましたか。また、どのような成果がありましたか) <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口相談や電話での問い合わせ、具体事例の申請事務など、日常業務のあらゆる場面で相手に丁寧な説明を心がけ、内容を理解し風致の維持に協力してもらえよう、地道な努力を重ねている。</li> <li>・前年の公立中学校に続き、市内私立中学校生徒全員に歴史的風土を守ることの大切さを理解してもらうため、啓発冊子『鎌倉の歴史的風土を守るために』を配布した。また、造園業団体を対象に、古都保存法の意義と規制について理解を求めため講習会を開催した。</li> </ul>
	未解決の課題・問題点	(20年度事務事業の取組において対応(解決)できなかったものはどのようなことですか) <ul style="list-style-type: none"> <li>・行為者等に対して「風致地区条例」の趣旨や「鎌倉市における風致地区条例の運用に関する審査基準」を周知し理解を求めめることは、円滑な事務を進めるうえで重要な課題であり、引き続き周知と理解を求めていく必要がある。</li> <li>・古都保存法の趣旨、手続き、規制等の啓発、周知に当たっては、引き続き土地所有者、寺社、住民等、個別に理解と協力を求めていく必要がある。</li> </ul>
	今後の方針(対応・改善)	(上記対応できなかった課題・問題点について今後どのように対応(改善)していきますか) <ul style="list-style-type: none"> <li>・「風致地区条例」の趣旨や規制等について、相談窓口や申請事務などあらゆる機会を通じて周知し、理解と協力を求めていく。</li> <li>・古都保存法の趣旨、手続き、規制等の啓発、周知に当たっては、引き続き業界、市民等に理解と協力を求めていく。</li> </ul>

一次評価(課長評価)

今後の方向性	A:充実又は拡大 B:現状のまま継続	C:統合又は縮小 D:廃止又は休止	E:事業完了	B	改善の必要性 有
	風致許可事務は、鎌倉の風致の維持、歴史的風土の保存、継承する上で、大きな役割を担うものであり、長年の実績においても成果が認められる。よって、今後も市民等に対する啓発に努めながら、現状の水準で継続したい。				
担当課長氏名:		都市景観課 課長代理 遠藤 哲			

二次評価(部長評価)

今後の方向性	A:充実又は拡大 B:現状のまま継続	C:統合又は縮小 D:廃止又は休止	E:事業完了	B	改善の必要性 有
	風致地区は、豊かな自然と歴史的文化遺産を有する本市の風致維持、歴史的風土の保存を行う上で重要な役割を担う地区である。したがって、地区内の規制に関する運用は適正に行わなければならない。今後も風致許可事務の現在の水準を維持しながら、土地の所有者や行為者等に対して、風致地区条例、及び古都保存法の手続き、規制等に関する理解が得られるよう努めていく。				
担当部名	景観部	部長名	土屋志郎		